

あなたの「ふるさと」 いちのへを応援してください

一戸町では、ふるさと寄附金（ふるさと納税）を募集しています
みなさまからの寄附金は、まちが行う事業の財源として活用させていただきます



「ふるさと納税」とは、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという思いを、その地方公共団体へ寄附金という形で表したときに、現在住んでいる市区町村で支払う住民税や所得税が軽減されるものです。

是非、一戸町にご寄附いただき、ふるさとを応援くださいますようお願いいたします。

いのち いた
生命と地球を抱くまち・一戸

1. 寄附の方法

一戸町役場総務課にご連絡（電話・FAX・メール）いただければ、「一戸町ふるさと寄附金納付申込書」と返信用封筒をお送りします。

寄附金の額や、寄附金の使途の希望、納付方法など、必要事項を記入していただき、同封の返信用封筒により返送ください。

納付方法は次のとおりです。

- ① 現金納付
- ② 口座振込（振込手数料はご負担願います）
- ③ 専用納付書による納付（全国の郵便局）（振込手数料なし）
- ④ 専用納付書による納付（一戸町指定金融機関等）（振込手数料なし）

2. 住民税の寄附金税額控除

住民税の寄附金の税額控除を受けるためには、税務署への確定申告か、確定申告が不要な方は、お住まいのある市区町村役場へ寄附金税額控除申請書の提出が必要になります。

どちらの場合も、寄附金の領収書が必要になりますので、領収書を紛失しないようご注意ください。（領収書の再発行はできません。）

3. 寄附金税額控除額の計算方法

〔住民税の寄附金控除の計算方法〕（①と②の合計額が税額控除の対象となります）

- ① （地方公共団体に対する寄附金－5千円）×10%
- ② （地方公共団体に対する寄附金－5千円）×（90%－0～40%）

※ ②の額については、**個人住民税の所得割の1割を限度**

※ 対象となる寄附金は、**地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせて、総所得金額等の30%を上限**

4. モデルケース

家族4人（夫婦＋扶養者2人（うち1人は大学生））の給与所得者で、3万円を寄付した場合

給与収入	8,000,000円	7,000,000円	5,000,000円
住民税の課税所得	3,760,000円	2,960,000円	1,520,000円
住民税の所得割額	375,500円	293,500円	135,500円
住民税の寄附金控除額	20,000円	22,500円	16,100円
所得税の寄附金控除額	5,000円	2,500円	1,300円
所得税の税率	20%	10%	5%
寄附金控除の合計額	25,000円	25,000円	17,400円

5. ふるさと納税に関するお問い合わせ先

〒028-5311 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24-9

一戸町役場 総務課（ふるさと寄附金担当）

電話：0195-33-2111（内線205）

FAX：0195-33-3770

メール：ichinohe@town.ichinohe.iwate.jp